

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日時 平成25年7月11日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒谷明治（地），岩谷直子（家），浦野真美子（地），貝森敦子（家），
小林光浩（地），佐藤恵子（地家），沢森順子（家），志田博文（地家），
須藤一夫（地家），高木勝己（家），高橋麻規子（家），竹中司郎（地家），
林博美（地）

(2) 説明者

地裁事務局長，家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，民事首席書記官，首席家裁調査官，次席家裁調査官

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 委員の異動関係説明

(4) 新委員の紹介（敬称略）

小林光浩，貝森敦子，志田博文，須藤一夫

(5) 委員長指名（地方裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，委員長として志田博文委員を選出した。

(6) 委員長指名（家庭裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，委員長として志田博文委員を選出した。

(7) 協議テーマ

「民事紛争解決に関する諸制度の役割と実情について」

「少年の再非行防止に向けた取組について」

(8) 意見交換の要旨 (◎委員長, ○委員, □説明者)

- 「民事紛争解決に関する諸制度の役割と実情について」説明
- そもそも民事調停事件と家事調停事件の違いは何か。家事調停事件では、調停前置主義のものがあるが、民事調停事件ではそういうものは無いのか。
また、労働審判制度は、いつから出来た制度で、どのように周知されているのか。
- 基本的に離婚や親子関係など家庭内や親族間の紛争や相続問題などを扱うのが家事調停事件であり、民事調停事件は、それ以外の事件と考えてもらって良い。
- ◎ 親族間の問題でもお金の貸し借りなどは民事調停、家事調停どちらの手続も利用可能である。また、調停前置主義の制度は、家事事件のうち、調停ができると定められている事件については、まず調停を申し立てることとされているもので、民事事件においても、借地借家法に関する賃料の増減請求事件などでは調停前置主義が定められている。
- 労働審判制度は、平成18年から始まったものである。
- 周知の方法は、最高裁のホームページで説明している他、青森地方裁判所でも、制度を解説したパンフレットを市町村や関係機関に送付している。
- 労働審判事件において、平成23年に事件数が増えているようだが、その原因は何か。
- 世間に労働審判制度が認知されてきたのではないか。青森地裁における件数は、平成24年も平成23年と概ね同数であり、今年度も昨年同期と同じ水準となっている。事件の種類としては、金銭的なものに限らず、解雇無効や雇止めなどがある。
- 民事調停を申し立てるのに、弁護士や司法書士などの専門家が見つからないと難しいというイメージがあるが、裁判所では何か申立人に支援をしてく

れるのか。

- 簡易裁判所では、事件類型ごとに定型の申立書を用意しており、窓口で
手続教示も行っている。また、青森地方裁判所管内簡裁においては、独自
に相隣関係の事件に関する申立書も用意している。
- 消費生活センターでは、消費者トラブルの解決、斡旋を行っており、法
律に触れる販売を行っている業者に対し、民事調停を申し立てるよう勧め
るケースが多い。ただ、調停事件は非公開で我々センター職員が立ち会え
ないため、申立人自身にメモを作成して調停に臨むようにと指導している。
- 裁判所では調停委員を選任する際、事案に応じたふさわしい人を選んで
いるのか。
- そうである。
- 自分の言葉で上手く言えない人からでも公平に聞いてくれて、法律的な
観点を踏まえた調停をしてくれるのか心配であった。
- ◎ 調停委員は、公平な立場で、当事者双方からそれぞれの意見を引き出す
ようにしている。
- 私たちが施設の受付窓口にいる際、トラブルの相談でどこに行けば良い
かと聞かれると、まず市の相談、次に弁護士となり、なかなか裁判所とは
ならない。裁判所は敷居が高く、裁判所の相談について、一般の人に分か
ってもらわなければならないのではないか。
- 裁判所が行っているのは、申立手続の説明案内であり、どの手続を選ぶ
かの最終判断はあくまでも本人自身で行ってもらうことになる。弁護士の
法律相談とは異なる点を御理解いただきたい。
- 「少年の再非行防止に向けた取組について」説明
- 昨年6月に、青森保護観察所から当社に対し、更生保護として少年に社
会奉仕活動をさせてもらいたいという申入れがあり、7月、9月、11月

の計3回実施した。参加者は、少年が二、三人、保護司2人、保護観察官が1人で、東青森駅の自由通路の清掃や駅前の自転車整理などを行った。今年も実施する予定である。

- 学生ボランティアは、弘前市だけではなく、青森市、八戸市でも必要となり、青森市で立ち上げたところである。いつでも青森家庭裁判所の活動や研修に参加できるよう弘前大学のボランティアと連絡を取り合っている。学生ボランティア活動が、点から線になってきた。今後も学生ボランティア活動の輪を広げ、家庭裁判所の活動や少年の矯正をバックアップしていきたい。
- ◎ 学生ボランティア活動と学業の両立は難しくはないか。
- 確かに学業との両立が難しい面もあるが、学生はもっと外に出て体験学習をすべきという流れもあり、今の教育指導に沿っているのではないか。
- 私が在籍する大学からは、現在2年生及び3年生八、九人がボランティア活動に参加している。ただし、OBを介して個人的な繋がりを受けてたものであり、少年友の会から正式に依頼を受けたからではない。現在も、ボランティア活動を希望する学生にどういう連絡をすればよいかも分からず、組織的にボランティア活動を束ねていける態勢になっていない。まだまだ活動の中心が個人のルートに頼っている感じである。裁判所か少年友の会がきちんと大学を通じて学生ボランティアの募集依頼をするなど、専門家によるサポートが必要なのではないか。
- 裁判所では、昨年9月と11月に各学生ボランティアに対し導入研修を実施しており、今年3月には、学生ボランティアが社会奉仕活動に参加する機会もあった。ただ、少年事件が減少しており、学生ボランティアの活動が先細り傾向になっている。
- 学生の参加意欲は高いものがあるので、是非活用していただきたい。
- ◎ 身柄付き補導委託先の開拓についてであるが、配布資料であるパンフレ

ット「少年たちにあなたの力を」の配布先はどうなっているか。

- 市町村役場に送付しているが、なかなか手に取ってもらえないのが実情である。
- 友の会でも、友の会会員や補導委託先の他、会員の知り合いなどに掛け合ったりはしており、実際補導委託先が増えてはいる。
- ◎ 受託者となる側には、どんな少年が来るかという不安があるか。
- 以前補導委託先であった障害者施設で、少年が事件を起こしたということがあった。
- 現実的に事件を起こす少年は小、中、高校生である。学校が情報を持っているのではないか。補導委託先を探すにも、裁判所と学校が連携し、情報交換を行ってはどうか。学校と警察はいろいろ連携している。教育委員会なども情報を持っている可能性がある。
- 身柄付き補導委託とは、住み込みで指導することになるのか。また、体験型となると農業が一般的か。
- 身柄付きと言っても、今は通いもある。体験型も農業に限らず、全国的には蕎麦屋やクリーニング屋といった職業もある。いずれにしても規則正しく仕事をしていくことが中心であり、住み込みの場合は、補導委託先の家族との生活を通じて教育していくことになる。農業に限らず、その時間帯の中で規則正しい生活をしていくということである。
- 私が以前勤務していた札幌家裁の補導委託先には、酪農や工事現場などもあった。是非良い情報があれば御提供いただきたい。

(9) 次回開催期日

平成26年2月12日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(10) 閉会